○佐久市・北佐久郡環境施設組合議会会議規則

平成26年11月４日議会規則第１号

目次

第１章　会議
第１節　総則（第１条―第13条）
第２節　議案及び動議（第14条―第19条）
第３節　議事日程（第20条―第24条）
第４節　選挙（第25条―第34条）
第５節　議事（第35条―第40条）
第６節　秘密会（第41条・第42条）
第７節　発言（第43条―第59条）
第８節　表決（第60条―第70条）
第９節　公聴会、参考人（第71条―第77条）
第10節　会議録（第78条―第81条）
第２章　請願（第82条―第86条）
第３章　辞職及び資格の決定（第87条―第90条）
第４章　規律（第91条―第99条）
第５章　懲罰（第100条―第104条）
第６章　協議又は調整を行うための場（第105条）
第７章　議員の派遣（第106条）
第８章　補則（第107条）
附則

第１章　会議

第１節　総則

（参集）

第１条　議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第２条　議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第３条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（議席）

第４条　議員の議席は、佐久市・北佐久郡環境施設組合規約（平成26年長野県佐久地方事務所指令26佐地政第60号）第５条第２項の規定による選挙後最初の会議において、議長が定める。

２　前項の選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

３　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

４　議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第５条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

２　会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第６条　会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第７条　会議に付された事件を全て終了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第８条　議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第９条　会議時間は、午前10時から午後５時までとする。

２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員の２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

（休会）

第10条　佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）の休日（佐久市・北佐久郡環境施設組合の休日を定める条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第１号）第１条第１項に規定する組合の休日をいう。）は、休会とする。

２　議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決で休会とすることができる。

３　議長は、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

４　議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第114条第１項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第11条　会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

２　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第12条　議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

２　議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

３　議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第13条　法第292条において準用する法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（第３条による届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第２節　議案及び動議

（議案の提出）

第14条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第292条において準用する法第112条第２項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては１人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条　議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に１人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条　修正の動議は、その案を備え、法第292条において準用する法第115条の３の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては１人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第18条　他の事件に先立って表決に付されなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員の２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第19条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

２　前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第３節　議事日程

（日程の作成及び配布）

第20条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（日程の順序の変更及び追加）

第21条　議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第22条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

２　前項の場合においては、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第23条　議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第24条　議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了したときは、散会を宣告する。

２　議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第４節　選挙

（選挙の宣告）

第25条　議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

（不在議員）

第26条　選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口の閉鎖）

第27条　議長は、投票による選挙を行うときは、第25条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第28条　議長は、投票を行うときは、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

２　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第29条　議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

（投票の終了）

第30条　議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告のあった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第31条　議長は、開票を宣告した後、２人の立会人とともに投票を点検しなければならない。

２　前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

３　投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第32条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

２　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙に関する疑義）

第33条　選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決定する。

（選挙関係書類の保存）

第34条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第５節　議事

（議題の宣告）

第35条　議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

（一括議題）

第36条　議長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員の２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

（議案等の朗読）

第37条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明及び質疑）

第38条　会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

２　提出者の説明は、討論を用いないで、会議に諮って省略することができる。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第39条　議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（議事の継続）

第40条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第６節　秘密会

（指定者以外の退場）

第41条　議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第42条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

２　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第７節　発言

（発言の許可等）

第43条　発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

２　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の通告及び順序）

第44条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明その他緊急を要する場合については、この限りでない。

２　発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

３　第１項の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

４　発言の順序は、議長が決定する。

５　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、効力を失う。

（発言の通告をしない者の発言）

第45条　発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

２　発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

３　議長は、２人以上起立して発言を求めたときは、先起立者と認める者から指名する。

（討論の方法）

第46条　議長は、討論については、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第47条　議長は、議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第48条　発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

２　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

３　議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第49条　質疑は、同一議員につき、同一議題について３回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第50条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

２　議長は、前項の時間の制限について、出席議員の２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。

（議事進行に関する発言）

第51条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

２　議長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第52条　延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第53条　議長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

２　議員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論の終結の動議を提出することができる。

３　議長は、質疑又は討論の終結の動議については、討論を用いないで会議に諮って決定する。

（選挙及び表決時の発言制限）

第54条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第55条　議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

２　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第56条　議員は、質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

２　議長は、前項の同意については、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

３　議長は、第１項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第57条　質問については、第49条及び第53条の規定を準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第58条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第59条　議長は、組合長その他の関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、

朗読をもって配布に代えることができる。

第８節　表決

（表決問題の宣告）

第60条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第61条　表決の宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第62条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第63条　議長は、表決をとるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

２　議長は、起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員の３人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第64条　議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員の３人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

２　議長は、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

（記名投票）

第65条　記名投票を行う場合には、自己の氏名を記載し、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

２　記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（無記名投票）

第66条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

２　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第67条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第１項、第33条及び第34条の規定を準用する。

（表決の訂正）

第68条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第69条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員の３人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第70条　議長は、同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員の２人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決定する。

２　修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第９節　公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第71条　会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第72条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第73条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第74条　公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制し、また退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第75条　議員は、公述人に対して質疑することができる。

２　公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第76条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条　会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

２　参考人については、第74条、第75条及び前条の規定を適用する。

第10節　会議録

（会議録の記載事項）

第78条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

（１）　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

（２）　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

（３）　出席及び欠席議員の氏名

（４）　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

（５）　説明のため出席した者の職氏名

（６）　議事日程

（７）　議長の諸報告

（８）　議員の異動並びに議席の指定及び変更

（９）　会議に付した事件

（10）　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

（11）　選挙の経過

(12)　議事の経過
(13)　記名投票における賛否の氏名
(14)　前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認める事項
2　議事は、録音機により記録する。
(会議録の配布)
第79条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。
(会議録に掲載しない事項)
第80条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第58条の規定により取り消した発言は、掲載しない。
(会議録署名議員)
第81条　会議録に署名する議員は、２人とし、議長が会議において指名する。

第２章　請願

(請願書の記載事項等)
第82条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。
2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
3　請願書の提出は、平穏になされなければならない。
4　請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
(請願の紹介の取消し)
第83条　議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
2　前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。
(請願文書表の作成及び配布)
第84条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。
2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
3　請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第85条　議長は、議会の採択した請願で、組合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。
(陳情書の処理)
第86条　陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第３章　辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)
第87条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。
2　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

３　議長は、閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第88条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、議員の辞職について準用する。

（資格決定の要求）

第89条　議員は、法第292条において準用する法第127条第１項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の２の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとするときは、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（決定書の交付）

第90条　議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第292条において準用する法第92条の２の規定に該当するかどうかについての法第292条において準用する法第127条第１項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第４章　規律

（品位の尊重）

第91条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第92条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ若しくは傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第93条　何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第94条　議員は、会議中みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第95条　何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第96条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配布許可）

第97条　議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第98条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第99条　法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第５章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第100条　懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければなら

ない。

２　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に提出しなければならない。ただし、第42条第２項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（戒告又は陳謝の方法）

第101条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第102条　出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第103条　議長は、出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第104条　議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

第６章　協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第105条　法第292条において準用する法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

３　前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第７章　議員の派遣

（議員の派遣）

第106条　法第292条において準用する法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

２　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第８章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第107条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第105条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長